○経済産業省告示第三十号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、ショーケースのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。

平成二十九年二月二十四日　　経済産業大臣　世耕　弘成

ショーケースのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1　判断の基準

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第29号に掲げるショーケース（以下「ショーケース」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成32年４月１日に始まり平成33年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するショーケースのエネルギー消費効率（３に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区分							基準エネルギー消費効率の算定式
区分名	外気の遮断	形状	温度帯		冷却方式	扉の形態	
１Ａ	クローズドタイプ	箱形	冷蔵		冷気強制循環形	スイング スライド	$E=2.24V_1+150$
１Ｂ		四面・五面ガラス式				スイング	$E=4.16V_2+85$
１Ｃ		リーチイン（冷凍機が下置きのもの）					$E=2.61V_3-217$
１Ｄ						スライド	$E=0.822V_3+694$
１Ｅ			冷凍			スイング	$E=5.08V_3+4274$
１Ｆ		ガラストップ式			冷気自然対流形	スライド	$E=4.11V_2+440$
１Ｇ					冷気強制循環形		$E=19.5V_2+1643$
２Ａ	オープンタイプ	多段形（天井吹出形）（薄形）	冷蔵	中温	冷気強制循環形		$E=11.6V_4-440$
２Ｂ				高温			$E=8.31V_4-3$
２Ｃ		平形（片面）		低温			$E=17.9V_2+1577$
２Ｄ				中温			$E=5.03V_2+1214$
２Ｅ			冷凍	低温			$E=13.4V_2+4321$
２Ｆ				中温			$E=20.7V_2+1558$

備考１　「薄形」とは、日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｂ8631－１（2011）に規定する最大外形寸法に基づく奥行き（以下「製品奥行き寸法」という。）（単位　ミリメートル）が800ミリメートル未満のものをいう。

備考２　「片面」とは、ＪＩＳ　Ｂ8631－１（2011）に規定する陳列室を一つのみ有するものをいう。

備考３　「スイング」とは、扉の一辺に回転軸を有し、その軸を中心に回動させて開閉する扉の形態をいう。

備考４　「スライド」とは、レールに沿って扉設置面に対し平行に移動させて開閉する扉の形態をいう。

備考５　Ｅは基準エネルギー消費効率（単位　キロワット時毎年）の数値を表すものとする。

備考６　V_1、V_2、V_3、V_4は調整冷却内容積（単位　リットル）であって、次の表の左欄に掲げる区分ごとに右欄に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値とする。

Ｄは製品奥行き寸法をいう。

ｄは天井部の奥行き寸法（以下「天奥行き寸法」という。）（単位　ミリメートル）をいう。

ＶはＪＩＳ　Ｂ8631－２（2011）付属書ＪＢに規定する冷却内容積（単位　リットル）をいう。

区分名	調整冷却内容積
１Ａ	$V_1=(550/D)\times V$
１Ｂ	$V_2=V$
１Ｃ	$V_3=(800/D)\times V$
１Ｄ	$V_3=(800/D)\times V$
１Ｅ	$V_3=(800/D)\times V$
１Ｆ	$V_2=V$
１Ｇ	$V_2=V$
２Ａ	$V_4=(600/((d+D)/2))\times V$
２Ｂ	$V_4=(600/((d+D)/2))\times V$
２Ｃ	$V_2=V$
２Ｄ	$V_2=V$
２Ｅ	$V_2=V$
２Ｆ	$V_2=V$

ただし、上記の算定式により算定した結果、調整冷却内容積が区分ごとに応じて、次の表の右欄に掲げる下限値以下の値となるものにあっては、調整冷却内容積は下限値を用いるものとする。

区分名	調整冷却内容積下限値
１Ａ	172
１Ｂ	174
１Ｃ	444
１Ｄ	857
１Ｅ	389